

JIFF サポート会員 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟（以下「当連盟」といいます。）が提供する継続寄付による個人会員制度「JIFF サポート会員制度」（以下「本制度」といいます。）の利用に関する条件を、本制度を利用するすべての個人（以下「JIFF サポート会員」といいます。）と当連盟との間に適用する。

第 1 節 定義

第 1 条 (JIFF サポート会員)

JIFF サポート会員とは、当連盟の理念に賛同し、本制度が定める手続に従い、本規約に同意の上、当連盟が指定する入会登録を行い、当連盟により登録が承認された個人の会員をいう。

第 2 節 総則

第 2 条 (会員規約の適用)

当連盟は、JIFF サポート会員との間に本規約を定め、これにより当連盟の運営を行う。

第 3 条 (会員規約の変更)

当連盟は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

第 4 条 (入会金及び会費)

1. 入会金の徴収は行わない。
2. 会費は、月額 1,000 円以上の自由金額とし、金額は JIFF サポート会員が選択できる。
3. 会費は、クレジット決済にて申込日から 1 ヶ月毎に支払われるものとする。
4. JIFF サポート会員が当連盟に対し支払った会費は、理由のいかんにかかわらず、一切返還に応じることはできない。

第 3 節 登録

第 5 条 (入会登録)

1. JIFF サポート会員は、本制度の利用に際して JIFF サポート会員ご自身に関する情報を登録する場合、真実、正確かつ完全な情報を提供しなければならず、常に最新の情報となるよう修正しなければならない。
2. 前項に定める入会登録をもって、JIFF サポート会員は本規約を承認したものとする。
3. JIFF サポート会員が未成年者である場合は、親権者など法定代理人の同意を得たうえで

本制度を利用する必要がある。

4. 本規約には、「一般社団法人日本障がい者サッカー連盟 プライバシーポリシー」その他本制度上の一切の規約、ガイドラインが含まれるものとする。

第6条（入会申込の拒絶）

当連盟は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電信もしくは書面にて入会申込者に通知する。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) 第10条に該当する場合
- (4) その他、前各号に準ずる場合で当連盟が入会を適当でないと判断した場合

第4節 入会申込記載事項の変更等

第7条（会員の氏名及び名称等の変更）

- 1. JIFFサポート会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当連盟に通知する必要がある。
- 2. JIFFサポート会員が前項に規定する通知を怠った場合、当連盟は、JIFFサポート会員に生じた損害について、当連盟の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第8条（JIFFサポート会員の義務及び禁止事項）

- 1. JIFFサポート会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。
 - (1) JIFFサポート会員は、本規約第4条に定める会費を納入しなければならない。
 - (2) JIFFサポート会員は、本規約第7条第1項に定める届出事項に変更が生じた場合、速やかに当連盟に通知しなければならない。
 - (3) 会員は、当連盟の活動を通じ、知り得た個人情報は善良なる管理者の注意義務を持って保持するものとし、当連盟の承認なく第三者に口外（メール等によるものを含む）、開示または漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。
- 2. 会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。
 - (1) JIFFサポート会員は、JIFFサポート会員資格を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。
 - (2) JIFFサポート会員は、当連盟から要請があった場合は、たとえ当連盟の許可が過去にあったとしても、理由を説明し使用していた当連盟の名称、ロゴ、リンクを掲載媒体から削除するものとする。

- (3) JIFF サポート会員は、当連盟の許可なく、他の JIFF サポート会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、当連盟が不適当と判断する行為。

第 9 条 (JIFF サポート会員の特典)

JIFF サポート会員の特典の内容については、以下の各号に規定する。

- (1) 本連盟の年次報告書の進呈
- (2) 本連盟が発行する広報誌（年鑑）等の進呈
- (3) 本連盟が主催するイベント等の優先申込権

第 10 条 (反社会的勢力の排除)

JIFF サポート会員は、現在、以下の各号にいずれも該当しないことを当連盟が用意した様式を用いて表明する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) その他前各号に準じる者

第 5 節 JIFF サポート会員資格の喪失

第 11 条 (JIFF サポート会員資格の喪失)

JIFF サポート会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は当連盟が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき。
- (4) 除名されたとき。

第 12 条 (除名)

当連盟は、JIFF サポート会員に以下のいずれかの事由が発生した場合、除名することができるものとする。

- (1) 法令に違反した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) 当連盟の事業を妨げまたは妨げようとしたとき

第 13 条 (退会)

JIFF サポート会員は、当連盟に指定の方法にて退会を申し出た後、任意に退会することができる。退会を希望する場合には、退会希望月の前月末までに当連盟ウェブサイト上の指定のフォームにて連絡する必要がある。

第 6 節 損害賠償 等

第 14 条 (損害賠償)

1. JIFF サポート会員が、本規約に違反したましくは違法な行為によって、当連盟に損害を与えた場合、当該会員は、当連盟が受けた損害を当連盟に賠償することとする。
2. 前項の規定は、第 11 条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

第 15 条 (免責条項)

1. JIFF サポート会員が当連盟の活動において、他の JIFF サポート会員や第三者に対して損害を与えた場合、JIFF サポート会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当連盟は一切の責任を負わないものとする。
2. 前項の規定は、第 11 条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

第 16 条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本規約の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。
2. 当連盟と JIFF サポート会員との間で生じた紛争については、当連盟の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 7 節 その他

第 17 条 (JIFF サポート会員情報の取扱い)

1. 当連盟は、JIFF サポート会員が入会申込時に届出をした JIFF サポート会員に関する情報（第 7 条により変更された情報を含む。以下、「会員情報」という）を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じるものとする。
2. 当連盟は、会員情報を、当該会員の同意を得ずに当連盟の活動以外の目的に利用しないものとする。
3. 当連盟は、前項に定めるほか、以下の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。
 - (1) JIFF サポート会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令により開示を求められた場合
 - (3) 個別の JIFF サポート会員を識別できない状態で提供する場合
4. 当連盟は、JIFF サポート会員資格の喪失から 1 年が経過したとき、当該会員に係る会員

情報を廃棄できるものとする。

第 18 条（規約の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

(附則) 本規約は 2021 年 4 月 27 日より実施する。